

教
の
鑑

全

館籍書會育教本日大			
	六	一	五
冊	號	架	函

特36

569

頁

020295-000-2

特36-569

教の鑑

正教会 / 刊

M10

ABI-0101



三徳聖一子ハる七於七本

信心の端

三徳會

二十二年二月七日寄贈

特36
569

教の鑑卷上

聖教は吾等れ衷心ふて渴想し永福及び窮り無き

樂を免めんを謀るは全く天主に體合するに在る

を亂散なり而して其主に體合ふ於る信望愛の三

徳並に専ら救世者の功に頼を以て始て成るを得

なり是故に三徳に理を明聞にすべし主に體合せ

んは欲する者の爲に之を明徹として行ふ不便す

信徳論

信は心悅び誠ふ服し之を聞て疑はざるなり譬ば
月に未だ曾て觀せ但君王ありと傳曰を開て心實

改の監卷上

明治二十年二月七日寄贈

三徳並に専ら

信徳論

教の鑑卷上

聖教は吾等れ衷心ふて渴想し承福及び窮り無き



信徳論

謀るは全く天主に體合するに在る
而して其主に體合ふ於る信望愛の三
世者の功に頼を以て始て成るを得
三徳に理を明闡にすべし主に體合せ
者の爲に之を明徹として行ふ不便す

信は心悦び誠不服し之を聞て疑はざるなり譬ば
月に未だ曾て親む但君王ありと傳曰を聞て心實

改の監卷上

不疑ことなき是を信と謂ふ
 天主を信ずるは乃ち其自有て萬物を造成り今不
 至まで保存ち尤も務て人を救ふを誠不認め並に
 此要理聖教會ふて訓る所と異なる無きを承認
 む
 昔教會の神師ニケヤ城ふて公會し聚り議する時
 教を奉ずる人を導引き信の爽ふと無きが爲に信
 經を著す内ふ教を奉ずる人の信ずべき所此者を
 簡明に解示す此信經を採集るに公會二次あり其
 の異端を闕除く一はつ尤降生三百七十五年の時アリ
 降生三百八十年の時マケト二の異端を闕除

一我信ず惟一全能は天主聖父天地及び諸有形無
 形の物は造成者を
 二又信ず惟一は主イエススハリストス天主は獨
 一子無始より父に生じ光より光り眞天主より眞
 天主生を受けて造を受るに非き父と一體萬物彼
 の内て造を受け
 三彼我等人の爲又我等を救が爲ふ天より來り聖
 神及び童女マリヤより體を受て人と爲り
 四又我等の爲にポンティイロト比時十字架に釘

せられ難を受て葬られ
五 第三日及て復活志 經典に符し

六 天に升り聖父の右に坐し

七 光榮を赫顯志て生死者を審判する爲に還來り

彼國終り無きを

八 我信ず聖神生を施すの主聖父に發志父及び子

と偕に惟一敬拜崇頌せられ先知者を以て嘗て諭

すを

九 我信ず惟一聖公使徒比教會を

十 我認む惟一聖洗比禮以て罪の赦志を獲るを

十一 我望む已に死するも比俱に復活し

十二 血に來世比常生をアミン

信經比解界

一 我信ず惟一全能の天主聖父天地及び諸有形無

形の物比造成者を

此端中訓辭八條

一 天主は乃ち無原の原志て萬物比始原たり

所謂る無原は天主從て生ずる所なく何ふ由て

造成れ志にも非ず乃ち自ら萬物を志て各其生

を得せ志め且恆にこれを保存を指す

二天主は本一性一體ふちて三位を含む聖父と
曰ひ聖子と曰ひ聖神と曰ふ此三の者實に一
り且尊卑大小先後の別なく均く相等ち而ちて
永く在て開るち所以に吾儕天主は三位るれと
も實に一體にして一體るれども其位三あるを
信ずべし

三恭讀る所の三位を含むれ天主其體は無形無
像の神體ふて人比五官耳目鼻口の覺知べき所
ふ非ず故に天主比體は人の體と同ちと妄に擬
へ首耳目手足あるとの臆想を猥に作すべし

ら蓋を天主の體は神たり耳目手足などの形
質に拘らず其體在らざるなく聞らざるなく見
ざるなきに因る聖經に天主聞見往來取捨など
の事あるを載るに至ては此特に人の形體を藉
りて主の靈務を證するあり若し天主の本性を
論せば純神無質にちて純ら手足耳目とるに係
る

四天主は乃ち全知凡を過去現在未來の事及び
神人の念慮前よりちて後洞知らざる無ち天主
は乃ち全善其善は思議すべきに非ず天主は乃

ち全能無物比中より祇一言ふて純全世界を化
成す凡そ盛徳美善伊懷らざる無し

五所謂全能比天主とは唯一比天主其本性全能
たるを明不示す其一切造を受る者皆此稱ある
を得す且其全能は純ら其本性の善に依る故に
天主能はざる所ありと妄思ひ天主惡を行ふ能
はずと私擬へて全能に非ずと妄に謂ふなと
此論の如くるべからず夫天主惡を行ふ能は
ざる者は惡は疾れ如く其至善の本性に合はざ
るに因る

六云ふ所れ造成すとは凡を見るべき者天地氣
海飛潛動植並小人の肉身の如きと見るべから
ざる者諸神及び人の靈魂比如きと皆其創造に
係り俱に己れ聖言を以て六日の内に成るを明
す

七天主比原人を造るは土を以て肉身を化成し
氣を以て其面不嘯き靈魂を賦するを知るべ
時小若人固より萬徳美好且能く永活不死に係
る天主人を造り特に己れ聖名を顯志人を志て
其常生福樂をともしむせしむるに因る奈せん人

魔に徇ひ天主此權を僭はんと欲志食ふを戒む
るの果を啖ひ甫て命ふ違ひ其形神此美即ち隕
つ肉身は則ち憂勞困患疾病災殃ありて現世此
死を道了、莫し靈魂は則ち秉賦の良を失ひ惡
なり易く志て善るり難く靈形皆主此義怒ふ屬
する物と成り永殃永刑を受くべ志彼裔既に同
く其罪に染み亦同く其罰を受くべし
八崩ふ無形の物と謂ふは乃ち諸神を指て言ふ
善るる者を天神と稱し惡るる者を謂ふて魔と
爲す其惡は天主より出るふ非ず乃ち其本意に

因りて作る初原は善惡の分るく天主の造る所
は皆善神に係る嗣て其中一分の天主主の旨ふ
叛きて自立せんと欲す其一分は其意不徇はず
命ふ背く此罪を懼れ主此旨不遵ふを願ふ故ふ
逆るる者は罰を受け、獄に墮ち魔と成り順る
る者は賞を膺けて天國不居り天神と爲る善神
の多き數ふるに勝るべららず共ふ九品分ち
總て三部不歸す第一部は乃ち寶座フルラム
れば勝セラフム 譯すれば
能力三部は乃ち首領差役首差役 二部は乃ち權柄主制

二又信ず惟一の主イエススハリストス天主の獨
一子無始より父に生じ光より光り真天主より真
天主生を受けて造を受るに非ず父と一體萬物彼
より由て造を受け

此端中訓辭三條

一天主比子は真天主たり無始より天主聖父に
生じ父と同尊同貴且實は造物及び世と時とい
真主たり

二イエスス譯すれば即世を救ふ者ハリストス
譯すれば即ち油を傳けらるゝ者古時天主は定

禮を按じ凡そ簡選て司祭或は君王或は先知の
職位に陞さんとすれば未だ任ぜざる先は皆聖
油を其首に傳け後尊位を授け以て其職を行は
るむるに因る故に皆稱てハリストスと爲す
夫救世主は實にハリストス全く三職を兼ね且
凡そ此職に居る者も超ゆ彼司祭たり已が身を
以て聖架に獻ずること犠牲の如く然り以て吾
等の罪に代り贖ふに因る彼君王たり萬性を統
制するの能權あるに因る彼先知たり徹知して
天主は道理を講じ且多く未だ此事を言ふに因

三所謂る天主の獨一子とはイイススは天主の本性の子たるを明に示す承順ひて其聖訓を信從せざる者に至りても亦天主れ子と稱するを得れども第天主本性の子にあらず止聖寵を依りて天主の義子とるる

三彼れ我等人れ爲又我等を救が爲る天より來り聖神及び童女マリヤより體を受けて人と爲り

此端中訓辭二條

一人罪に沈溺れ災禍を致老亡んとするに因る故に天主の子降生志てこれを救贖ふ其世に降

るの説は向に天に在り嗣で地を降るに非む亦聖父を離るゝ非ず彼世に降れども仍未だ聖父れ座を離れず兼てマリヤの胎中居る其降孕るゝは實に聖神の力に因りて成る借る所は真の人れ性も係る人れ性の虚像に非ず又已と階に天より携へ來るゝ非ず至淨童女の血を借り其肉身を成る其四肢百體を備へ賦るに純美の靈を以てす伊人の性乃ち天主の性も結合ふ此に因りハリストス一位なれども實ふ兩性を含むと謂ふ天主の性一つ人の性一つ則ち真

に天主たり又真ふ人たり但其の天主は性易りて人れ性と爲るに非ず更ふ天主の性代りて靈と爲るふ非ず且天主の性と人の性と共に交合して一體と爲るに非ず乃ち二つの者各本性を兼ねハリストスれ一位に備具る第其人は性吾人と殊る者有るは原罪の染る無きふ因る二童貞女マリヤは實に天主の母たり其イイスを生みしも亦生むの前此如く後世を卒るに至るまで皆童貞至潔至淨の女に係る彼克く天主の子降生る、妙用を承るを念ひ吾儕皆誠切

に之を欽奉讚美すべし聖教會にて特に首品天神ガリイル及び聖婦エリリワ此言を以て集て讚頌の詞と爲す曰く慶哉天主は母童貞女マリヤ聖寵を滿被る者主爾と偕にす女に中爾は讚美たり爾此胎の果並小讚美たり爾吾等は靈を救ふの主を生むふ因るアミン
蓋お此讚美の詞は天主の意よりして出ざるは
るし

四又我等は爲にポンテイイピラトの時十字架に釘せられ難を受て葬られ

此端中訓辭三條

一 吾等罪惡を以て至善至仁の天主を潰侮る不
 因る故に天主比子毫も罪なくして普世比萬民
 を救ふが爲ふ計して難を受け十字架に死す然
 にイエス實に難を受け死を受け其實血を傾
 くれども但其難を受け死を受る者は天主比性
 に非ず止人の性なり其天主の性は降生し、よ
 り來た從より未だ其人の性と相離れず難を受
 て死し及び死する後其天主の性同く聖身不在
 り又同く聖魂に在り其死する後聖魂肉身と相

離れども天主の性聖魂聖身と仍未だ離れず是
 を以てイエススハリストス即ち死を其天主の
 性舊に依て生活其靈魂甫肉身を離れ即ち天主
 の性と共ふ地獄に赴き古聖の靈魂を救援ひと
 れを携へ天に升り並ふ右盜を引き升る
 二 イエススハリストスの死は普濟の死と殊る
 り其殊なるもの三あり一はイエススの死は乃
 ち吾罪惡に由り致す所なり二は司祭の任を盡
 ち刑架を以て臺と爲ち已れ身を天主父に獻じ
 吾等を救ふが爲るり三は代りて保結を請ひ以

て世人を天主に通和するを成すが爲るり
三此端十字架此三字あり今其義を解明す十字
架は乃ちイエスス魔を伏する此寶械るり人皆
これを敬拜すべし天主此子血を其上に傾くる
に因る故ふ其中ふ天主施す所の寵能を具へ以
て魔を逐ふ凡そ虔心にてハリストスの名を呼
び及び此聖號を畫請する者は魔即ち遠く遁る
十字架の形狀何如ふ論るく皆敬拜の禮を行ふ
べし
ハリストス此ふ日の寶血を傾け流るて其架を

聖と爲らるめ且限るを功を立て以て衆人を救
ふふ因る徒に其形を以てこれを敬拜するふ非
ず聖號を畫請する時拇指食指中指を合せ初め
舉て天庭に向け父と誦へ次ふ骨前ふ致る及び
子と誦へ末は右左兩肩ふて及び聖神の名ふ因
るアミンと誦ふべし或は吾主イエススハリス
トス吾罪人を矜憐救贖へよと誦るも亦可し
五第三日ふ及て復活を經典ふ符し
此端中吾主天主の性の能力を以て死より復活
するを言ふ且復活する所の者は乃ち生を受け

難を受け死を受るの内身復活するを知らざる者
天主の本性復活するを云ふ非ず天主は自ら
永生活るり
所謂經典に符すとは乃ち古遺詔に載る所の預
言預象已に新遺詔に符應するを指て言ふ
六天ふ升り聖父の右に坐し

此端中訓辭三條

一所謂ハリストス天ふ升り及び聖父の右に坐
する者も亦其難を受け死を受けて復活する人
の性を指て言ふ其天主の性を論すれば則ち常

に天に在て在ざるをなし

二イススハリストス降生るの始より從よ

り未だ其人の性を遺脱せ其世に降り審判する

ふ迄んで仍其人の性と偕にして來る

三ハリストスの人の性を論むれば今天にあり

在らざるなき能はば然るに聖體に機密ありて餅

酒を易て吾主の尊體尊血と爲る時ハ仍眞に地

にありること亦天に於るが如し並に機密を行ふ

時ハリストス此人の性天より降るに非む乃ち

餅酒の形色あるま、天主全能の恩寵に乘じ儼

七 然とあて易りてハリストス比眞の性體と爲る
光榮を赫顯あて生死者を審判する爲に還來り
彼國終り無きを

此端中訓辭七條

一ハリストス還來り審判する時大地比萬衆咸
己が生る時思ふ所言ふ所を願ふ天主は復命し
相稱ふの報を受く義人は常生を嗣ぎ榮福萬樂
と享く悪人も亦常生なれども但永刑萬苦を受
く
二審判二あり一は私審判一は公審判なり人の

甫て死するるとき各私審判あり時己が一生作
す所の諸事或ハ善或ハ惡を明し著し絲毫も爽
ハズ善るる者ハ乃ち天堂に升り惡るる者ハ遂
ち地獄に下る

三天下の萬民同く天主の臺前に赴く之を公審
判と謂ふ此審判の時凡そ人對質を待たず義は
因て永福をうけ罪は因て永苦を得蓋し各人の
良心自ら呈訟を作す

四審判ハ果て何れの時あるや世人概ね知る能
はず惟期は届り豫め兆あり一ハ福音の信福く

普世萬國に聞ゆ二ハ戰闘饑荒瘟疫災異大地に
 見れ並ふ常ふ反するの象天に顯るゝあり
 五此審判の後義人の靈魂ハ榮福境を享く乃ち
 功德の厚薄に因りて分る罪人の靈魂刑を受る
 の輕重も大小に由りて別る
 六公審判の終に罪人尚地獄を脱るべし但本人
 の力に憑るふ非ず乃ち他人に由る或ハ義聚の
 財を以て彼に代り時ふ哀矜を行ひ或ハ祈禱等
 の神功を作して天主の哀憐を得代り贖ふの功
 にも藉りて地獄の苦を脱れ去むることと更にも易ふ

若て速るる者あり乃ち無血の祭を以て能く地
 獄の罰を脱る

七已に亡る義人の靈魂ハ現ふ天堂に居れども
 罪人の靈魂ハ現ふ地獄に在れども其善惡の賞
 罰尚未だ盡く受けず靈魂復肉身に合し公審判
 畢るに迄んて功過に隨ひ相稱の報を受く

八我信ず聖神生を施すの主聖父に發し父及び子
 と偕し惟一敬拜崇頌せられ先知者を以て嘗て
 論すを

此端中訓辭二條

一 聖神ハ天主たり父及び子と一體同尊るり聖父ハ聖性の原たる由る故ふ聖神父ふ發すと謂ふ

二 天主聖神ハ舊新約書を創始する者ふして公會聚議する時ハ諸聖賢の妙師と爲り並ふ諸の神恩皆伊ふ由りて人身ふ至る

聖神七恩

一 明知人此恩を得れば即ち能く潔徳誠意並ふ諸の善功美行ふ精るり

二 聰慧人此恩を得れば即ち能く天上此聖旨を悟徹す

三 謀畧人此恩を得れば即ち能く天上此靈魂を救ふの法に明達す

四 勇毅人此恩を得れば即ち能く信徳を堅固に力誘惑に敵す

五 超識人此恩を得れば即ち能く聖教此道理を以て他人を啓誨ふ

六 虔誠人此恩を得れば即ち能く主の旨に體合して祈禱等の神功を欣行ふ

七 敬畏人此恩を得れば即ち能く恪で天主を敬
ひ其威權を畏れ而して熱愛此心を發せること
孝子の其親を愛するが如く然り

聖神九效

愛慕喜悅安和忍耐良善仁慈信德溫柔節制其餘
此諸徳も亦聖神の寵佑に因て生ずるは威其功
效たり

九

我信む惟一聖公使徒此教會を

此端中訓辭二條

一 聖教會は乃ち衆の信者此總稱なり皆教を使

徒に受るお因る故お之を稱して使徒の教會と
なす聖教はエルサリム城よりして起り漸く行
れて普世萬國に及ぶ故おエルサリムの教會は
天下教會の母たり

二 此聖教會惟一なる者は其元首及び基趾乃ち

惟一即ちハリストスなるに因る故に聖教に屬

する者は必む此聖會を遵奉し其誠命を承行す
る宛も眞孝子の親此命を奉行するが如く然り

聖會誠命九條

一 主日及び諸瞻禮の日毎に聖堂お至り痛心祈

禱し誦する所比經講むる所比道理を詳く小聽くべし
 二教會命むる所比齋期及び瞻禮四六の齋に遵守るべし
 三凡そ神品に屬する者小遵敬ふべし尤も己の本神父を敬ふべし
 四告解して聖體を領る毎年封齋の内行ふこと四次なるべし如し事繁き者は每年至て少きも亦一次なるべし
 五未だ聖經に通ぜざる者は異端の邪書を讀み

並に非禮比俗談を禁むべし
 六權を乗り及び已に亡る者の爲に主に祈るべし冀くは慈憐を賜へと即ち異教の人に代り亦主に祈るべし其をして邪を改め正に歸せしめよと
 七凡そ危急の時主教守齋或は祈禱等の神功を命せば務て遵守るべし
 八凡そ聖堂に屬する公物は俗人の攘み取り動し移をと禁止すべし神品小居る者は勤慎み照料りて聖堂及び諸聖教會に屬する事を治理す

べし
九齋期の内は婚娶を禁じ並に遊戯比處に往來するを禁むべし

十 我認む惟一聖洗の禮以て罪の赦しを獲るを

此端中訓辭四條

一 聖教會は七件の機密を執り掌る此端中惟聖洗を論むるは凡そ機密此小由り得べきに因る今聖洗比機密を論む便ち諸の聖蹟を解明すべし
二 天主親ら此七禮を定るは我等に聖寵を賦す

るが爲なり而して聖教會稱して機密となす者は吾人實に何を以て有形の外儀小藉り無形比神恩を信者の靈魂小施すを明かにせざる小因る

三 凡そ機密を成る其要三あり一は相應の物を須つ聖洗は水を用るを須ち聖體は餅酒を用るを須つが如し二は主教或は正規小依り立る所此司祭を須つ三は聖神を呼び及び聖機密を成すの定章祝文を誦するを須つ
四 機密を定む其故三あり一は聖教異教の人を

分辨するが爲二は教を奉むる人機密ふより永
福比望を育ひ易きが爲三は教を奉むる人機密
を以て能く罪病を對治するの良方を得るが爲
なり

七件機密の正義

一 聖洗此機密を承領る者は實に原祖アダム比
胎す所の原罪を洗ひ去り以て天主不通和して
天國に引入らる此正路を得聖洗此機密を行ふ
時司祭祝文を誦して曰く天主の僕某の洗を領
く初洗父誦次洗及び子誦三洗及び聖神の名に因る

と其機密即ち成る若し人病危く將に終らんと
する際に遇ふは則ち教を奉する者皆聖洗此禮
を攝行するを得此機密は止一次重て行ふ能は
む

二 堅振此機密を承領る者は聖神の能力を得以
て己の信を堅固にすべし此機密を行ふ時司祭
席に依り聖膏を承領る者此肢體に傳け祝文を
誦して曰く此乃ち聖神恩寵の印記と其機密即
ち成る此機密重て行ふ能はむ
三 聖體此機密を承領る者能く餅酒の形内に於

てハリストスの眞體血を得て之を領食す此機
 密を行ふ時司祭聖神を呼び祝文を誦して曰く
 祈る主爾の聖神を我等並に此獻祭する所此祭
 品に遣して爾聖神の力を以て此餅を化して爾
 ハリストス此尊體と爲し及び此爵中此酒を化
 し爾ハリストス此尊血となせ此祝文を誦する
 時司祭三次福を祭品お降も其機密即ち成る
 四神品此機密を成す時天主親ら主教手撫比禮
 を以て權を人お授け伊をして聖教の定規に依
 り機密を行ひ衆に誨え之を引き救贖比恩を得

せしむ此機密を行ふ時主教祝文を誦して曰く
 聖寵は乃ち常に劣弱を治し及び缺乏を補ふ者
 茲お手撫比禮を以て此最も虔敬なる輔祭某の
 を立て、司祭となす云々其機密即ち成る神品
 比級は一ならず司祭比品お登らんと願へは必
 む先づ輔祭比品お登る故お祝文お輔祭某のと
 言ふ
 五痛解人洗を領る後設復罪を踏て痛悔の心を
 發せお若此機密を承領れば則ち天主比前に己
 の罪を赦さるゝを得此機密を行ふ時司祭祝文

を誦して曰く我神子名某の願くは吾主イエスを
 ハリストス爾比諸罪を赦免せよ云々其機密即
 ち成る
 凡そ痛悔は必ち正理に遵ひ方よ罪比赦しを得
 其理四あり一は凡そ復犯すの罪皆神父の前度
 心よて承認め切實明白告訴ふべし萬増減隠
 瞞すべからざ二は罪を以て天主を所辱め及び
 他人を傷害ふに因る故よ痛悔及び眞切自懲比
 心を發すべし三は情願にて神父に命むるに
 罪を補ふ功を以てするを求めて忻然として遵

ひ行ふべし四は恆心を堅定め茲後再び復前罪
 を犯さざるべし
 六婚配此機密を承領て男女方に生育比權及び
 降福を得此恩を領沾する乃ち正婚と爲す
 七聖傳此機密を以て能く終身比罪を赦免れ並
 に能く其肉身比疾を痊さるを得
 十一我望む已に死するもの俱に復活し
 此端二義あり一は公審判の期善惡の人に拘ら
 せ肉身皆復活するを得二は凡そ靈魂肉身に結
 合ふ後則ち行ふ所の善惡に依り必ち相稱ふの

報を得

此端亦吾人皆常お死期審判天堂地獄の四終を
愼ふべきを載ひ

十二並に來世の常生をアミン

此未端言ふ所は乃ち來世の時に於て天主必ぞ
永遠の喜樂を已選擇ぶ所の者お降し並お無窮
比神樂を賚ふ凡そ此喜樂は皆人の耳目未だ曾
て見聞かざ心意未だ曾て想到らざる者なり其
後世善人比肉身及び靈魂の福樂お於る殊異な
る能はぬ靈樂の外又形樂あるに非ぞ乃ち一恆

樂を靈形同く享く蓋し世終る時天主人に命じ
靈形結合しあ共お一不朽滅の神體を成もこと
天神と同じ彼時衣食等世需の物を待たぬ其福
樂は専ら天主三位一體比榮光並に諸天神聖人
の品列を觀るを享るお在り

教の鑑卷中

望徳論

望は盼望なり全心天主の恩能く憐を垂れ我を
 救ふを盼望するを謂ふ此徳は惟イエススハリ
 ストスの功勞寵佑に倚り並に天主の誠命に遵
 ひ守り方より眞實虚ならむと爲す又聖體を愛し
 領け並に常より祈禱等此神功を行ふを以て表顯
 と爲す
 天主經と眞福九端と均く能く人を引き眞の望
 徳に至る故に此に於て略其義を闡にす然に二

經を解せんと欲する者先祈禱の義を發明すべし
 夫人熱切の信徳を以て主を求め求る所聖旨に
 合ふ者は必望を得之を得べし此を祈禱となす其
 端三あり天主吾等に諸恩を施し及び我等比靈
 魂を諸比仇害に救免れしむるを感謝す是第一
 の祈禱なり我等の罪過を赦すを求め並に恩寵
 を我等の身靈に賜ふを求む是第二比祈禱なり
 上主比威權及び永遠の光榮を讚頌する是第三
 の祈禱なり而して公私の別あり公祈禱は乃ち

衆人一處小會聚り聖堂に在て心志を同し主小
 求るが如き是なり私祈禱は乃ち獨幽靜比處小
 て己れ爲人の爲に主小求る是なり
 祈禱の功は鎮靜謙恭和睦並に仇人を寛恕し及
 び俗務を絶斷べし更に忍耐警覺勉力し以て天
 主小感謝するの心を發すべし
 天主經の解釋
 天主經は即ち在天我等比父の諸節なり此經語
 分て起下求望收結の三項となす
 第一段起下比語

在天我等此父

此起語なり乃ち我等は教誡す凡そ祈禱する者一は敬畏及び愛慕れ心を乗りて祈るべし二は正教會眞子れ品式は循ひて祈るべし三は求める所必を得るを切小信せべし至仁の父に求るなれば毫も疑ふべからざりて祈る小因る四は天主は吾人の公父たる小因る故に我等相友愛すること一家親屬の如くなるは藉りて祈るべし獨祈れども仍我等と稱するを謂ふ五は所謂在天なる者乃ち我等俗務を

を屏置し心志を舉げ天に向ひて祈るべきを示す蓋し天主は在らざるなけれども但其聖寵と奇異盛徳とは尤も在天義人居る所の處に顯著す

第二段求望此語

祈る爾の名聖とせられ

此語を以て一は主は我等に寵佑を賜ひ能く諸比善行に精進しこれを見る者として觀感效法して天主比聖名を稱揚せしむるを求む二は異門の人をして實小天主を認め及び未

だ教を奉せざる者眞主を識りて邪を棄て正に歸し我等と偕に在天に聖父を讃揚せしむるを求む三は罪過を以て聖教及び主の名を忝辱する者あるは遇は主にこれを振惕し彼をして罪惡を遠け絶しむるを求む

二爾比國臨み格り

此語を以て一は主小私慾罪惡を阻止するを求む二は主に我等に能く世俗を輕じて専ら天國を慕ふを賜ふを求む三は主小再び來るの期速ふ至るを求む

三爾の旨地小行はるゝ天に於るが如くなるを

此語を以て一は主に我等私意に任せ以て世を度るを容す毋く及び我等を制御し天主の意に順はしむるを求む二は我等をして聖旨小背くを致さず且勉めて聖命を欽はしむるを求む三は此求語の中に於て亦凡そ事己に由るに非ずして身小及ぶ者は總て天主の聖意に屬す故に聖旨に體合して行ふ者は苦患を虞るなきを願す

四我日用の糧を今日我等に賜ふ

此語を以て一は天主に我等をして聖道を虧失ふなく聖言を缺乏する母らしむるを求む聖言は乃ち靈を養ふの神糧なり若缺乏しければ靈頼り以て生る所無くして必す亡る小因る二は我等も聖體を養ひ以てハリストスの聖體を領るを求む三は我等生を保つ小需る所此物有餘不足ならしめ吾身に敷き養ふを養ふを求む今日と曰ふ者は乃ち現時を示す蓋し身後は親く天主の聖容を見る今世の糧を用るなし

五 我債を免すこと我等も亦我等に負ふ者を免すが如くせよ

債は罪過なり故に此語を以て一は主に我等の諸罪を赦すを求む二は我等此罪債を赦すこと亦我等我債を負ふ者を免すが如くなると求む人の罪を免さざれば即ち祈禱も亦徒然なり惟己の罪赦さるゝを得ざるのみならずして祈禱反て罪となるに因る

六 又我等誘惑に陷るを許さず世俗肉身魔鬼常に我等を引き諸罪に陷るゝ

不因る故に此語を以て一は天主に我等と此
 三仇の誘惑に救免するを求む二は我等を異
 端の困迫及び邪術の擾亂に救ひ其惑を受
 る母らしむるを求む三は聖寵を以て我等の
 神力を増益てハリストスの爲に諸比審難を
 受る時能く其苦を承當忍受て終に至り以て
 命と致して榮福冠を得せしむるを求め並に
 我等受る所の苦として力に勝しむるなきを
 求む
 七乃ち我等を凶惡より救へ

此語を以て一は我等を諸の罪過に救脱しめ
 及び我を誘ひ罪を犯さしむるの魔を屏るを
 求む二は我等世間諸の災難を救免れしむる
 を求む三は恆小吾靈を嚙んとする比仇を遠
 け逐ひ並小安慰の天神をして我等を護らし
 むるを求む

第三段收結の語

蓋し國及び權能並に光榮爾に世世に歸すア
 此結語起句と相應ず起語は我等求る所能く

至仁の父に得るを明に示す結語も亦我等
 能光榮俱に天主に屬するに因るは譯
 すれば即ち是なり然るなり或は曰ふ允に其
 れ是の如きなり此結語平時皆神父誦す私祈
 禱の如き自ら誦するも亦可なり

眞福九端

眞福九端も亦望徳に屬す故に主徑に繼ぎて
 これを叙すべし
 神貧なる者は福たり天國は伊等の有する所

なるに因る

凡そ天主の前自ら謙り自ら卑うし自ら承て
 罪人となし貧乏となし一善行なしと顧念ふ
 者は皆神貧となす是の如き人は若し天主
 の寵佑なく徒に己の力を恃は斷して善をな
 すこと能はむと自ら揣るに因る故に功を己
 に歸する比念は頃刻も心中に萌すを容さ屯
 二涕泣屯る者は福たり伊等慰を受んとすれば
 あり
 涕泣屯る者は神貧なる者と相若り天主に前

に罪を認め己が卑賤並に心中一切此弊病を
 覺の故又常に之を悲痛哀哭し主の義怒を干
 して將來の審判を受んを恐る故亦常に過を
 懺て自ら責む此涕泣即ち經に天主の爲憂
 ひ能く定決の懺を生じ救贖を得るを致すと
 云ふ是なり コリント後七章
十節ニ詳ナリ
 三 良善なる者は福たり 伊等安土を繼嗣んとす
 ればなり
 良善なる者は即ち神貧なるが如し亦己の徳
 才欠缺を認め故亦行止を慎恭ふし天主及び

人の前にて順利に遇は功を主に歸して自ら
 矜らす憂患小値へば主を怨み亦人を尤め
 ず乃ち困難に安じ常に天主の恩を感謝し寛
 とを以て人を待ひ敬を以て長に順ひ平等を輕
 じ侮らむ下位に居るを厭はむ自ら誇らむ嫉
 妬まむ
 四 義を嗜こと饑渴比知き者は福たり 伊等飽飲
 を得んとするよ因る
 此小義を嗜むと言ふは即ちイエススハリス
 トス降世し成す所比永遠の義徳イエスス既

小吾人此爲^レ代^リ求^ル此功^ヲを聖父^ニ立^テ死^シを受け以^テ天下の罪^ヲを贖^ヒ天主聖父の義怒^ヲを移^{シテ}慈憫^ト爲^シ此義德始^テ至^キを成^ス故に凡そ神貧^ニ以^テ此義德に沾^ルはんと欲^スる者は能^ク誠^ニ小痛悔^{良善}の心を發^シ信德を以^テハリストスの功^ニ頼^リ己此罪^ヲ赦^{サレ}んことを仁慈^ニ天主に求^メ並^ニ義子の列^ニ居^ルを願^{ヒテ}義德の效驗^即ち聖神^ニ七恩^以て其德を修^メ善を爲^スを助^ルを冀^ムふ者皆義を嗜^ムこと饑渴^の如^しと爲^ス

五 哀矜なる者は福たり伊等哀矜を蒙らんとすればなり
哀矜は乃ち主を愛し人を愛するの情あり推す所なり人皆裨益あらんを欲し其急を濟ひ其危きを救ひ其心を啓き其惑を解き凡人罪を己に得れば皆これを赦宥す
哀矜二つあり神哀矜一つ形哀矜一つ
形哀矜七つあり一は義積の財を以て饑る者又食す二は渴ける者又飲す三は裸なる者に衣す四は囹圄の者を顧みて之を矜恤安慰し

其をして望を失ふならむ五は病者を顧
 る六は旅者を舎す七は死者を葬る
 神哀矜も亦七つあり一は善を以て人に勧め
 之をして罪惡を厭絶て聖教に正理を遵はし
 む二は愚蒙なる者を啓誨え之をして眞主を
 識らしむ三は正理に依り人比に謀を設く
 四は他人の爲に代て天主を祈る五は憂患の
 者を慰め解く六は我を欺悔る者を忍び受く
 七は罪を我お得る者を寛恕す
 六心淨き者ハ福たり伊等天主を見るを得んと

するよ因る
 凡そ正直樸實教を奉むる人意を専よして天
 主を愛し衆を愛するは皆心淨き者と爲す天
 主賦る所の才能を依り身靈此貞潔を守り一
 意を徳行を精修して愈天主の聖意を體合す
 るも亦心淨き者も屬す若し身未だ邪色に近
 うされども心淫亂を馳る者固より未だ眞を
 失はざれども心實不淨うらす此端の福も於
 て與るなし
 七和を行ふ者は福たり伊等天主比子たりと稱

せられんとするに因る
 凡そ人或は交争ひ訟を構へ乖離仇怨する者
 又過は誠を推しこれを開導解化し共に交愛
 に歸せしむ此則ち福とす若し夫謀を不義
 合せ黨同して奸を爲す此等の人は稱して和
 を行ふと爲す能はず且反問の悪徒となす
 八義の爲に窘難せらるゝ者は福たり天國伊等
 の有に係るに因る
 言ふ所の窘難せらるゝ者は義の爲おして諸
 般の刑辱を受る者と指すに係る如し人罪な

くして困迫裸綈刑獄致命等の苦を受るは此
 皆義の爲にするに係る亦大に天主を愛する
 の一證を發す蓋し凡そ義の爲お昔刑を受け
 及び命を致を願ふ者は天主を愛するの至極
 に非らしめは孰う能く是の如くならん
 九職に人我によりて爾を誹謗し爾を窘迫し端
 なき諸般の悪言爾を詛罣せば爾實お福たり
 此端は人ハリストスの爲或へ福音の爲獨能
 く諸苦を受るのまお非を並お能く甘じて命
 を致す者の福たるを謂ふ所謂聖致命者皆是

不屬す

欣喜悦樂すべし在天爾の賞厚きに因る

右九端の内謂ふ所の諸信者欣喜悦樂すべき

を謂ふ主これより身後賜はんとするの賞厚こ

と實に難計およる乃ち聖使徒パウロコリント

人々達もるの書に謂ふが如し曰神爲愛己者

所預備之事目未見耳未聞人心未念及也前書

二章 九節

教の鑑 卷下

愛徳論

愛は親慕なり吾人此徳を棄け以て天主を親慕

し特に其本性の美を羨ひ並に天主を愛し人を

愛するは誠を顯す此徳は十誠を遵守し即ち十

端の誠命を奉行するに在り十誠は乃ち天主に

ナイの山ふ於て聖モイセイに藉り嘗て人に授

け天下の人をして皆何事う天主に悦ぶ所と爲

し何事う天主に厭ふ所と爲すを明に知らしめ

んと欲す夫善と徳とは乃ち天主の悦ぶ所人こ

れとカ行ふべし悪と罪とは乃ち天主の厭ふ所
 人これを遠避くべし是を以て此誠命我等とし
 て其悦ぶ所の善徳に遵行はしむるあり又其厭
 ふ所の罪惡お習染おるを禁むるあり
 所謂徳は乃ち信義いんぎ由り生むるの功效或は曰ふ
 天主の誠命と遵守じゆんしゆまるこれこれを徳と謂ふと夫善
 を行ひ徳を修しゆる一は天主の寵佑ちゆうごを須もとてこれを
 照し二は人此明察めいさつを以てこれを佐たすけ三は主を
 愛し人を愛する本志ほんしよりこれを成す
 善徳諸端

凡そ諸善皆徳と謂ふ而して至て切要なる者三
 あり即ち信望愛なり人此三徳なければ萬救贖
 を得る能はむ蓋し諸徳必き信望二徳由り漸く
 長じ而して愛徳に本づく乃ち天主に悦ばる
 を成す此外至切缺くべからざるの三徳あり曰
 く祈禱持齋施捨祈禱三あり一は恩を謝す二は
 賞を求む三は讚頌す持齋二あり一は聖教會命
 して歳に定期有る所の齋二は主教此命に事小
 依り暫く守らしむる所此齋施捨二あり一は聖
 堂小奉獻す二は貧人は散給す此三の者由りし

て智義勇貞の四徳を生じ
罪惡諸端

所謂罪は人魔慾を縦にするの謂或は曰ふ天主

の識命を于犯すと

罪端二あり死罪一死罪に非る一死罪亦二に分

つ原罪及び自作の本罪なり原罪は乃ちアダム

留る所の罪此罪は人人皆有り並に痛悔を以て

赦しを得べき者非ず惟吾主聖架の功を以て

即ち聖洗の機密を領け方と赦しと得べし經に

云ふ人水及び聖神を以て生れざれば天國不入

る能はむと是なり
自作此死罪三條
五節三詳ナリ

自作の死罪分て三となす七端此罪宗一聖神に

悖逆ふ此罪一天を呼び惡報を速招く此罪一

罪宗七端對治ノ徳七

一驕傲凡そ人を怨尤し妄小是非を論じ聖教の

規模を紊亂し教會此有司に抗違し自滿自専自

誇自ら己と尊び人を輕じ罪を飾り善を詐るよ

居り規勸を聞くと厭ひ小慧を行ふを好み争辯

を喜び諂諛を樂み主此命命と輕じ棄て罪惡に

沈み溺れて悟らざりて萬種の愆尤とが及ぶは皆此より生む之に克んと欲する者は謙遜けんそん此徳を修むべし

二 貪吝くわんしん凡そ攘奪じやうさく竊取せうとく詐偽せうゑ誣騙しゆぼん恃亂しぜん酷虐こくじやく殘忍ざんにん苛劊かがい嫉妬しやくと貪婪くわんぱん厭いとく無く搶せうを好み侵しんを好み信しんと失

ひ禮らいなき等此罪皆此従り生む之に克んと欲する者は施捨せしやの徳を勉行べんぎやうふべし

三 邪淫じやういん凡そ心志しんし悖憤はいふんし道徳だうとくを厭いと惡あくみ善ぜんを進しんむに怠たいり自棄じきし望ぼうを絶たち酒しゆを縱じゆうおし慾よくを嗜しみ怨えん恨えん者しや一切いっけつ此淫行いんぎやう醜事しゆうじ皆此より萌もむ之これを克くん

と欲する者は貞潔てんけつ此徳を修むべし
四 嫉妬しやくと凡そ人の善美ぜんびあるを厭いとひ人比ひとひ虧失くしつあるを願ねがひ人の功こうを毀くり人の短たんを彰あきし己おのれの長ながを炫あやし懈ゆる怠たい誣しゆ枉かま自ら欺あやまき人を殺ころす等の罪皆此より

生む之に克んと欲する者は仁慈じんじの徳を修むべし
一 五 褻せう褻せう凡そ徳を修るとくをしゆむ懈ゆる怠たい淫慾いんよく小憂せうう悶もんひ狂きやう笑わら自逸じいつし他人たにんを毀く謗ぼう争あそを好み勝かちを喜よろこび狂きやう妄まが等此罪皆其流ななり之に克んと欲する者は節徳せうとくを修むべし

を修むべし

六 忿怒 凡そ嫉妬争闘 詞訟 冤を結び 仇を復し 人を殺し 槍を好み 妄想 妄行 等の罪 皆此より 生ぜざる 克んと欲する 者は 忍耐 此徳を修むべし
七 怠惰 凡そ 輕易 自棄 諸罪を招引き 誘惑 愁煩 疑惑の類 惡表と以て 人の心術を壊る 等の罪 皆此より 發す之に 克んと欲する 者は 勤善の徳を勉むべし

聖神の悖逆の罪

一は 妄りに 主に 慈を恃み 命を犯して 忌むなし
二は 望を 主の宥しに 失ひ 復改むるを 圖らば 三

は 已に 明なる 眞理を 攻介く 四は 他人の 福龍を 嫉妬む 五は 固執して 善勸を 聽らむ 六は 怙終て 前愆を 改めぬ 皆 聖神に 悖逆の 罪に 屬す

天を呼び悪報を速招ぐの罪

故意人を殺し 孤寡貧弱を 欺凌し 備償を 虧負し 父母を 厭忤し 其恩を 報ひぬ

此等此罪若し 嚴速痛改して 赦を求め ざれば 終

に 赦を得ぬ 死後 亦能く 代て 祈り 補ふ 莫し

死罪 又非ざる 者は 上に 較れば 赦を得 易し 即ち 小罪 亦く 其端 甚多し イイスス ハリス トス 及び

聖母の外一人も免るべき無し此等の小罪は人
天主の聖寵を失絶て永死に禍に陷るを致さ
れども若し疎忽輕視し急に痛改せざれば必
人をして天主に誠命を冷淡懈怠して漸く引
死罪の門に入らしむ
凡そ責任人を治るに權ありて規戒を善して惡
より遠り善に近かりめざるは皆教を失ふの罪
あり彼の犯す所の者に於て亦于連あり即ち神
の神子に於る主人の僕に於る夫の妻に於る師
の徒に於る父の子に於るが如き遺棄して教を

に其恣肆妄行に聽せば凡そ彼の作す所は罪戾
必も己に身に關る有りて其責を適るゝ能は
以上皆善徳罪惡を以て並論を今則ち略天主に
誠命を述ぶ其誠命共十端あり分て二石板に
刻す一石板の銘は四誠を含む我等をして天主
を愛する萬物の上よ在しむ一石板の銘は六誠
を含む我等に人を愛する己の如くなるを命ぜ
天主の十誠
一 吾は天主爾の主たり吾の外他物を以て更に
爾の天主と爲す母れ

此誠は我等に惟一の天主を萬物此上の欽崇し誠切之を仰慕倚頼するを教誨へ又我等に教中の諸聖を恭敬すも彼恆に吾人の爲に轉じて天主に求るも因る但彼を敬すると天主を敬すると同じかるべからず凡そ聖教に背叛し異端邪術を信從し或は天主自ら有るに非ず天地は主宰たるも非ずと疑惑し一切の妄信妄疑皆此誠の禁むる所なり

二 偶人及び凡そ天上地下土中水間有る所は諸

物は像を造捏する毋れこれに敬拜奉事する毋れ

此誠は我等凡そ土石金木等の物を用ゐて造る所は偶像並に一切造を受る此物に奉事すべからむと禁止す繪く所の天神聖人の像の如きは敬拜の禮を行ふべし此像は彼偶捏の者と同じうらば繪く所は皆曾て寵愛を天主に受る者にして實に主愛する所の忠臣たるに因る我等其上主に忠信なるを念ふ故にこれに發奮效法し並に伊らに我輩の代り轉

じて天主ふ祈るを求むべし
 三天主爾れ主の聖名を呼で輕言を發する毋れ
 此誠は我等妄ふ天主の聖名を呼ぶを禁止す
 若し誦經祈禱に遇ひ或は要事に遇ひ天主の
 聖名を稱呼は必を十分に敬慎すべし輕褻べ
 うらけ否れば亦必を罪を天主ふ得妄に教會
 の事理を議し或は盟違ひ信を失ひ及び緊
 要の事に關するなくして輕く天主の聖名を
 呼び或は大故なくして誓を發し咒詛ふ等に
 至る皆此誠の禁むる所なり

四 穌博他此日お静スレて暇ヲ取リテ安息日ナリを以て主に獻む
 るを記憶せよ其他の六日は爾れ工を做し爾

の諸務を營むに任す第七日に至ては乃ち天
 主爾の主れスポタ此日たり
 此誠は吾人をして主日及諸贈禮の日に於て
 百工諸務を停止し聖堂ふ入り誦經し誦する
 所の經講をる所の道理を詳し聽しむ他日は
 は兼て世務を理め心を純ふし主に事るを得
 ざるに因る故に是日に於て専ら靜にこれを守
 る又我等非義醜行並に酒ふ酩ふ等此事を

禁む天主資ふ所此時日を汗流すは主日及び
 瞻禮の日に於て尤も禁忌と爲す
 五爾此父母に孝敬せよ則ち吉神爾の身に及ん
 で壽を世に延ん
 此誠は吾人小父母小孝敬するを命に朝廷及
 び神牧並に該管官府業を受る先生恩主家翁
 及び諸年長者比若き皆此誠此列に在り俱お
 其命に順遵べし凡そ己比力能する所其困厄
 を周濟し其傾危を扶助する亦此誠の内比含
 ら

六人を殺む母れ

此誠ハ人の身體性命を傷害するを禁む天主
 人と造る原と人の相親み相愛するを欲す凡
 そ憂勞困患に遇ひ互に相憐慰救援して天主
 本性の仁愛に體合するを以て方より至義と爲
 す若し此理に反背て肆志暴虐刑殺残忍以て
 謀を出し陷害し幫助し凶を行ひ仇と懷て報
 復恨怨兇詈等に及ぶは皆大に罪を天主より得
 七邪淫を行ふ母れ
 此誠は邪淫を行ふを禁む何れ色何の狀に論

なく凡そ身體を汚穢す事皆嚴禁すべし又人を誘ひ此汚穢の端を行はしむるを禁む即ち酒酔饕餮蕩言浪語輕佻戲侮褻狎頑笑等非理の喜樂並に邪淫の詩詞歌曲圖畫此類の如き俱にこれを深く惡み痛く絶つべし

八 偷盜する母れ

此誠は人此財物を傷ひ一切の非義不公明偷暗取田産を霸占し牲畜を攫取し交易相欺き備價を虧負し失物を隱匿し盜賊を窩藏し衆物獨り得公財私に用ゐると損し已を利し騙

賺訛詐等此罪を禁止す

九 妄證する母れ

此誠は妄詐干證訛賴譏毀譏誚妄り又是非を議し輕しく長短を擬し並に說謊騙局等此罪を禁止す

十 他人の妻を願ふ母れ他人の田莊僕婢牛驢等

並に一切凡そ他人の物に係るを貪る母れ此誠は我等に但罪惡の實事嚴戒を加ふべきのみならず即ち罪惡の想念亦盡く絶つべきを教誨す蓋し諸種の愆尤は想念よりして生

せざるはなし止財色二此者のみならずも其他
の罪過偏情皆然り慎まざるべけんや吾人誠
に能く今世に於て此誠を命ざる所を奉行し
欽遵怠るなれば天主の寵佑を仰賴り正教
の信義を固守り望んで愛徳の全盛を獲べし
生時必も平安を享け身後亦天上小於て三位
一體に天主を無窮の世に頌揚するを得ア
シ

